

第33号議案

「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」
の後援名義の使用について（継続審議）

上記の議案を提出する。

令和4年8月9日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和4年 7月 22日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 一般財団法人民族衣裳文化普及協会

住所（所在地） 東京都中央区日本橋2-1-21

第二東洋ビル5F

代表者名 (ふりがな) みずしま たかよし

会長 水島 恭愛

代表者連絡先
(事務担当者) きもの事業部 梅澤 淳

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業 〔親子きもの地域文化倶楽部〕	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	対象が小学生親子様のため募集活動において小学校から保護者様へ周知いただく為、および保護者様に対する当事業の信頼性向上のため	
実施期間	令和4年 10月1日（土）から 令和5年 2月26日（日）まで (5日間)	
実施場所	ホテル椿山荘・東京	
事業内容	目的※	日本の民族衣裳であり生活文化の一つ「きもの」の歴史や着付け技術を学ぶ一方、地域との連携を図り文京区内に残る文化なども同時に学ぶことで文京区内の地域における地域ネットワークの構築、地域コミュニティの形成の一助となる。小学生と親子が文京区との共生が図れ文京区の文化を学び、区への意識向上に繋がりメリットが多い。
	内容	親子できものの歴史や着付け技術を楽しく学び、親子それぞれが自分でできられるようご指導する。
	対象者	文京区内の小学456年生の児童と保護者 (参加予定人員10組20人+指導者)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	主催：一般財団法人民族衣裳文化普及協会 協力：一般社団法人世界友の会	
備考	感染症防止に留意致します	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業計画書

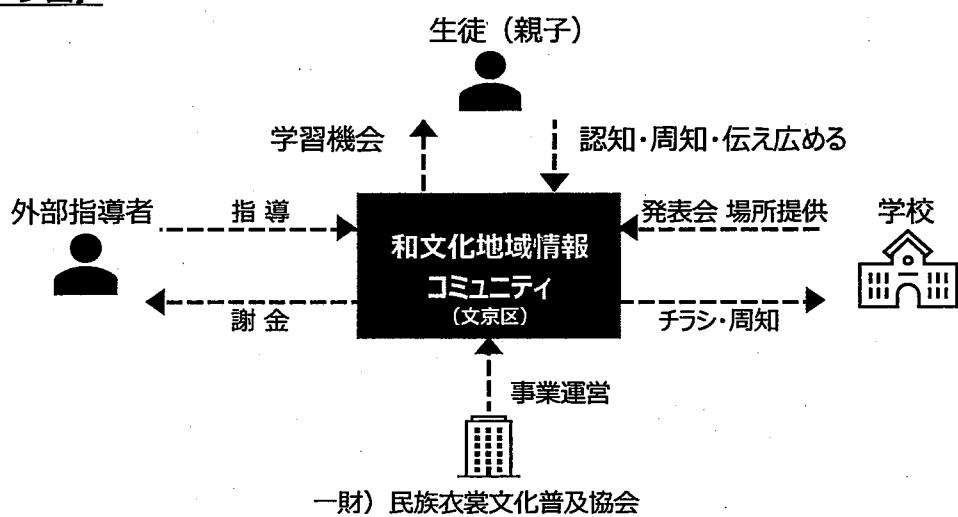
令和4年度地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業『新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」の創設や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うための実践研究』

実施期間： 令和4年8月1日（月）～ 令和5年3月10日（金）

I 事業の概要	活動種目	郷土芸能
	見込み会員数（希望区分）	20～29名（B区分）
1. 趣旨・目的	日本の民族衣裳であり生活文化の一つ「きもの」の歴史や着付け技術を学ぶ一方、地域との連携を図り開催することにより、地域に残る文化なども同時に学ぶことで地域における地域ネットワークの構築、地域コミュニティの形成の端緒として地域との共生を図る。	
2. 新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」の創設や持続可能な文化芸術活動の環境整備、また教育機関等との連携を行うための課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の理解を深める施策 ・地域を知る語り部的な人材の育成と継承 ・学校側の理解と周知 ・文化活動への予算 	
3. 達成目標およびその検証		
<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標人数である親子10組20名×2箇所の集客 ・着付け技術の向上（きものが着られる、歴史等の理解度がある） ・発表会（地域との交流会）の開催 ・地域が好きになる <p>2022年10月より計6回を計画 日曜及び祝日等を利用し開催 受講者は無料参加 発表会を近隣の学校の会場等をお借りしての開催も検討している</p> <p>【目標の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表会（地域との交流会）の開催 ・アンケートの実施・集計 ・効果測定 ・日本および日本文化、地域ネットワークの機運醸成 		

4. 実施体制

【イメージ図】



【関係団体一覧】

団体名	本事業における関わり方
文京区	文京区教育委員会
	ホテル椿山莊東京（予定会場）

事業予算書

事業名：地域文化俱楽部創設支援事業
〔親子きもの地域文化俱楽部〕

団体名：一般財団法人民族衣裳文化普及協会

収 入	単位：円	支 出	単位：円
文化庁地域文化俱楽部創設支援事業委託金	550,000 円	人件費(事務作業等)	100,000 円
主催者負担金	263,000 円	諸謝金(指導者) 諸謝金(地域有力者)	100,000 円 10,000 円
		会議費	30,000 円
		旅費(打合せ含む)	60,000 円
		借損料	
		会場費	60,000 円
		きものレンタル	150,000 円
		搬入搬出車代	30,000 円
		製本印刷費(チラシ)	30,000 円
		通品運搬費	
		チラシ発送	40,000 円
		応募者通知切手	3,000 円
		感染対策費	200,000 円
計	813,000 円	計	813,000

令和4年 7月 22日

(備 考)

感染対策について

○会場前にて

消毒の徹底

問診票の記載提出

○会場内

充分な換気を行う

参加者同士の距離を置く

マスク着用（運営側、参加者）の徹底

○その他

備品等の消毒を随時行う

人数制限（定員数の上限）を確保

きもののクリーニング

体温測定器の買い上げ

一般財団法人民族衣裳文化普及協会

定款

一般財団法人民族衣裳文化普及協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人民族衣裳文化普及協会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都中央区日本橋二丁目1番21号第二東洋ビル5階に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、我が国の優れた民族衣裳及びその染・織・紋様・造形等に関する知識を普及して一般の理解を深め、併せて民族衣裳の伝統技術の伝承及び研究を奨励し、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 民族衣裳に関する講座、講演会、展示会等の開催
 - (2) 民族衣裳に関する資料の収集、整備、公開
 - (3) 民族衣裳及びその伝統技術研究者、伝承者等への助成、援助
 - (4) 民族衣裳及びその伝統技術に関する調査研究
 - (5) 機関誌及び民族衣裳に関する出版物の刊行
 - (6) 民族衣裳に関する国際交流
 - (7) 民族衣裳に関する知識及び技能の認定
 - (8) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認をうけなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員及び役員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員4名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者及び使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決議しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に関する決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が2百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を会長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告

しなければならない。

(監事の職務)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第19条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第20条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支払うことができる。

(賛助会員)

第21条 この法人に、この法人の目的に賛同する賛助会員を置くことができる。賛助会員は、第11条の方法により評議員として選任される場合を除き、評議員には該当しない。また、賛助会員は、第15条の方法により理事または監事として選任される場合を除き、理事または監事には該当しない。

2 賛助会員に関する事項は別に定める。

(名誉会長)

第21条の2 この法人に、任意の機関として、名誉会長を1名置くことができる。名誉会長は、会長の相談に応じ、また理事会から諮問された事項について参考意見を述べることを職務とする。名誉会長の選任及び解任は、理事会において決議する。

2 名誉会長に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支払うことができる。

第5章 評議員会及び理事会

(評議員会)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 4 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。なお、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した評議員及び理事は、議事録に記名押印する。

(理事会)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

3 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

3 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した理事及び監事は、議事録に記名押印する。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第11条についても適用する。

(解散)

第27条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 雜 則

(公告の方法)

第29条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(細則)

第30条 この定款施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は水島恭愛とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

野田 兼義

松井 康弘

長内 恵子
徳重 久美子
宮川 繁

令和2年6月18日改定

一般財団法人民族衣裳文化普及協会

役員名簿

令和3年6月30日

役名	氏名	現職・経歴	国家公務員 最終官職	常勤・ 非常勤
会長	水島 恭愛	当財団代表理事、一般社団法人世界友の会会長	なし	常勤
常務理事	原 茂利	当財団 常勤理事	同	同
理事	内林 達夫	元日本放送協会 番組制作局長、編成局長 元NHKプロモーション 代表取締役	同	非常勤
同	武田 富枝	当財団講師運営委員会 技術指導担当理事	同	常勤
同	松井 淳	百合姿きもの学院 理事長	同	非常勤
同	水島 由美子	くみひも研究家	同	同
同	畔田 増美	当財団 中部担当理事	同	常勤
同	小川 喜代子	当財団講師運営委員会 担当理事	同	同
役名	氏名	現職・経歴	国家公務員 最終官職	常勤・ 非常勤
監事	後藤 武彦	有限会社ジェイツー 代表取締役	同	非常勤
同	小谷 秀穂	元NHKサービスセンター 理事	同	同